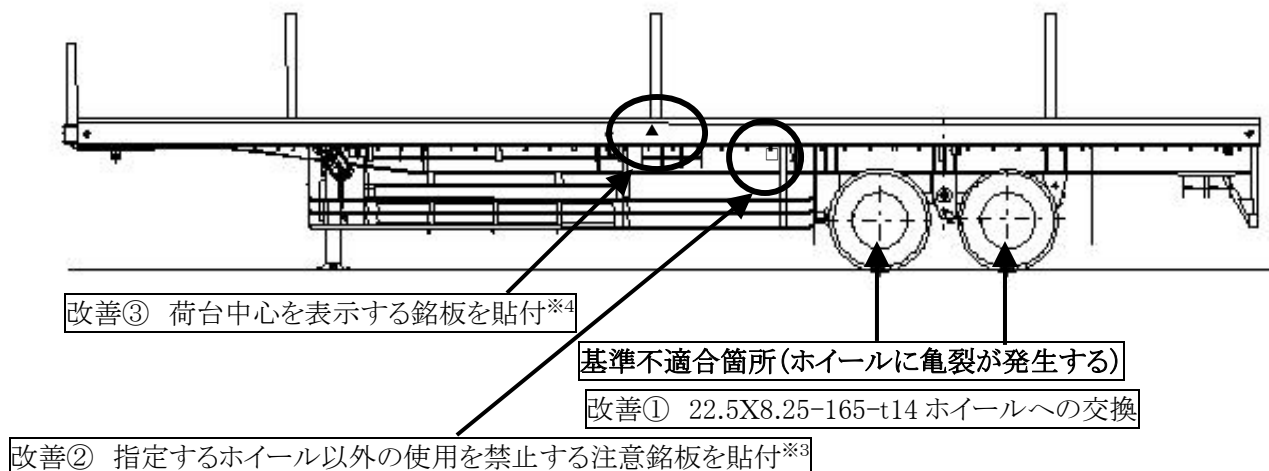


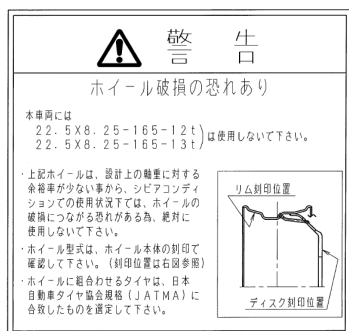
改善箇所説明図



軸重緩和をうけたバラ積み緩和2軸トレーラにおいて、装着しているホイールの疲労限界軸重が、車両の設計上の軸重に対して、余裕が少ないものがある。そのため、積荷の積載位置が荷台中心から後軸寄りになった場合やシビアコンディションでの使用において軸重がホイールの疲労限界軸重を超え、ホイールに疲労亀裂が発生し、そのまま使用を続けると、最悪の場合、ホイールが破損し車輪が脱落するおそれがある。

改善の内容

- ①当社製作時に「22.5X8.25-165-t12」または「22.5X8.25-165-t13」のホイールを装着したトレーラについて、「22.5X8.25-165-t14」のホイールに交換する。
 - ②全車両、指定するホイール以外の使用を禁止する注意銘板を後軸付近に貼付する。
 - ③荷台中心位置を表示する銘板を車両側面に貼付する。(タンクトレーラを除く。)
- なお、対策品の準備に時間を要するため、暫定対策として点検整備の確実な励行によるホイール亀裂の確認等についてダイレクトメールによる注意喚起を実施する。



※3 指定するホイール以外の使用を禁止する銘板



※4 荷台中心を表示する銘板